

新たな時代における中小企業・小規模事業者政策の重点

令和元年 5月 28日
自由民主党 政務調査会
中小企業・小規模事業者政策調査会

1. 足下の喫緊の課題への対応

平成の時代が終わり、令和という新しい時代を迎えたが、足下では、米中間の貿易摩擦が深刻化しているほか、本年3月の景気動向指数が6年2ヶ月ぶりに悪化に引き下げられるなど、中小企業・小規模事業者を巡る環境は厳しい。このため、①本年10月に予定されている消費税率引上げ・軽減税率実施への対応、②貸上げ率や名目GDP成長率等を上回るペースで推移している最低賃金の引上げ、③近年頻発している大規模な災害への対応といった、中小企業・小規模事業者に特に影響が大きい足下の喫緊の課題について、緊急に提言する。

(1) 消費税率引上げ・軽減税率制度実施への対応

消費税率引上げに当たっては、特に中小企業・小規模事業者に大きな影響を与え得ることから、地域のコミュニティを支える商店街の需要の落ち込みへの対応を含めて、需要平準化策に万全の措置を講じて行くべきことは当然である。

併せて、消費税率引上げと同時に実施される軽減税率制度について、中小企業・小規模事業者がしっかりと対応できるよう、軽減税率対応レジ・システム補助金の活用を促す。その際、関係省庁や中小企業団体、業界団体等は、総動員で、個々の商店や事業者等をターゲットに、草の根での広報を集中的に実施していくべきである。

(2) 最低賃金の引上げ

「成長と分配の好循環」を着実に回し、経済を拡大させていくためには、賃上げが重要であることは言うまでもない。

こうした「成長と分配の好循環」のためには、固定化した下請構造の解消が不可欠であり、このため、当調査会では、「適正な価格」を支払うという慣行を我が国産業に定着させるという基本理念の下、3年前に下請小委員会で

提言を取りまとめるなど、中小企業・小規模事業者の資金フローの改善に取り組んできた。この取りまとめも踏まえ、下請法の運用強化や産業界による「自主行動計画」の策定などの取組を進めることで、一定の改善が図られてきているものの、取組は道半ばである。

そうした中、最低賃金については、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。」との政府方針の下、既に足下でも、賃上げ率や名目GDP成長率等を上回るペースで引上げが行われている。

下請構造をはじめとする構造的な問題が山積する中で、中小企業・小規模事業者はギリギリの努力でこれに対応しており、昨今の最低賃金引上げ、全国一律化等の様々な議論に対して大いに不安感を募らせている。

については、最低賃金については、以下を踏まえた対応とすべきである。

- i) 地域の実情を考慮しない大幅な引上げは、日本経済の屋台骨である中小企業の経営に悪影響を与えるおそれもあるため、3%を更に上回る引上げ目標の設定には、反対。
- ii) 3%引上げの機械的な継続を前提に最低賃金の中長期目標を設定するのではなく、毎年の議論の中で、①民間の賃上げ率、②名目GDP成長率、③消費者物価の動向などを、しっかり考慮した検討を行うべき。
- iii) 最低賃金の引上げ率の決定や目標設定に当たっては、関係者の納得が不可欠であり、中小企業・小規模事業者の現場の声をよく聞くべき。

なお、上記を踏まえつつ、設備投資やIT導入などの生産性向上や、取引条件の改善など、現行の最低賃金引き上げペースへの対応に資する支援策については、引き続き充実させる必要がある。

(3) 大規模な災害への対応

東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨など、これまでの災害の被災事業者に対しては、引き続き生業再建に必要な復旧・復興策を事業者に寄り添って講じていくとともに、今後の大規模な災害も見据え、災害発生時において迅速かつ柔軟に復旧・復興支援策を講じる手法を引き続き検討する。

また、これまでの災害の教訓も踏まえ、中小企業・小規模事業者において事前の防災・減災対策がしっかりと講じられるよう、万全の支援策を講じていく。特に現在審議中の中小企業強靱化法案の成立後速やかに具体的な防災・減災の取組が広がっていくよう、中小企業・小規模事業者は勿論、その親事業者や金融機関、自治体等、中小企業・小規模事業者を巡る関係者を含め、必要な働きかけと支援を行っていく。

II. 平成 30 年間の振り返りと、残された構造的な課題への対応

中小企業・小規模事業者は、世界的にグローバル化や第四次産業革命等が進展していることに加えて、国内では少子高齢化に伴って、経営者の高齢化や人手不足等の構造変化に直面している。こうした状況でも、中小企業・小規模事業者が引き続き日本経済を支えていくために、中小企業・小規模事業者を支援する政策についても、これまでの状況を総点検し、新たな時代にふさわしい政策に再構築していくことが求められる。

平成の 30 年間の振り返ると、中小企業・小規模事業者の数は、約 180 万者減少し、現在は 358 万者となっている。この事業者数の減少については、全要素生産性（TFP）の分析からは、生産性の低い企業の倒産のみならず、相対的に生産性の高い企業も廃業している結果、生産性にマイナスの影響を与えていることが示唆されている。この要因の一つとして、経営者の高齢化が進む中で後継者が見つからずにやむを得ずに廃業していることが考えられ、実際、廃業企業の中にも黒字企業は半数存在する。したがって、事業承継をはじめ、既存事業者の経営資源の次世代への引継ぎに、引き続き重点的に取り組む必要がある。

人口減少が進む中では労働生産性向上が重要であるが、中小企業・小規模事業者の労働生産性は、大企業との比較で、低水準で、かつ伸びも低調である。加えて、平成の 30 年間に、中小企業・小規模事業者の中での労働生産性の格差も広がっている。この要因は様々であるが、特に顕著なのがデジタル化等の新たな技術の導入状況の差である。例えば、中小企業・小規模事業者については、ソフトウェア投資額が大企業の 1/5 を下回る水準で推移しているほか、AI や IoT 等の新技術の導入も大企業より大きく遅れている。一方で、近年では、クラウドサービスをはじめとして安価に新技術を導入できる機会も増えており、更にはデジタル化等によって中小企業・小規模事業者が抱える規模の過小性故の不利を克服できる可能性もある。こうしたチャンスを実現するためにも、中小企業・小規模事業者のデジタル化に徹底的に取り組んでいく必要がある。

また、過疎化が進展する中では、国内需要に加え、海外需要の取込みが重要であり、これを実行に移している中小企業・小規模事業者も存在する。例えば訪日外国人旅行消費額はこの 10 年間で年率 3 割程度のペースで増加しているほか、中小製造業企業のうちの直接輸出を行う企業の割合は増加傾向にある。しかしながら、中小企業における輸出企業の割合は、日本が 4% 程度である一方、欧州各国は 10% 程度であるなど、海外需要の取込みは十分ではない。越境 EC やクラウド・ファンディング等の新たな技術・サービスによって、

中小企業・小規模事業者は、海外ニーズに合った商品・サービスを比較的容易に展開できる可能性がある。したがって、中小企業・小規模事業者の海外需要の取り込みに積極的に取り組んで行くことが必要である。

経済成長の果実をすみずみまで広めていくためには、適正な取引によって全ての取引関係者が成長していくことが重要である。このため、平成28年9月に策定された「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）に基づき、自主行動計画の策定・実行や、下請Gメンによるヒアリング調査等を行っている。これまでに、自主行動計画の策定団体数は12業種33団体に、下請ガイドラインの数は18業種に拡大し、「不合理な原価低減要請の廃止」や「支払代金の現金化」は着実に改善している。一方で、「適切な金型管理」は業種によって改善にばらつきがある。また、今年4月に大企業で適用開始された長時間労働規制や、今年10月に予定されている消費税率引上げ等によって、中小企業・小規模事業者に負担が押しつけられることのないよう、下請取引の適正化に引き続き取り組んでいくことが必要である。

中小企業・小規模事業者施策は、かつてないほどメニューが充実している一方で、中小企業・小規模事業者に施策情報が適切に届いていない状況を未だに十分に解消できずにいる。施策が充実していても、中小企業・小規模事業者に届かなければ意味がない。特に施策情報を取得することが困難な中小企業・小規模事業者に対して、適切に情報の発信を行い、事業者が必要な情報にアクセスできる環境を整えることが必要である。

以上のとおり、これまでの中小企業・小規模事業者政策を振り返った結果、当調査会として、「創業・事業承継」、「デジタル化」、「海外需要の取込み」、「下請取引の適正化」、「施策の認知度、効果・効率性の向上」の5つに重点的に取り組んでいくべきである。

政府におかれては、本提言に沿って、必要な法令・予算・税制等の施策を速やかに措置するとともに、今後の政策遂行に当たって更なる具体化、充実を図るよう要請する。

1. 創業・事業承継

(1) 創業・事業承継時における経営資源の確保

① 創業時・創業後間もない事業者の資金調達の支援

創業時の事業立上げからその後の展開まで、必要な資金調達を切れ目なく支援するため、持続化補助金やものづくり補助金等の既存補助金における加点補助や創業融資の拡充を含め、創業時及び創業後間もない事業者への支援を重点的に行う。

② ベンチャー型事業承継・第二創業等への支援

単に事業を引き継ぐのではなく、事業承継を契機とする業態転換や新事業展開への挑戦を支援するため、いわゆるベンチャー型事業承継・第二創業への支援の重点化を行う。また、経営資源を引き継いで行う創業も後押しするため、経営資源を譲り渡した事業者が、残った経営資源の廃棄等を円滑に行うなどの方策も併せて検討する。

③ よろず支援拠点等による人材確保支援

中小企業の経営課題を解決する中核人材の確保に向け、地域金融機関やよろず支援拠点等と民間企業等の人材支援機関が連携する場を設けることなどを通じ、引き続き、地域金融機関、大学等を通じた中核人材確保のための取組の創出と横展開に取り組む。その際、中小企業がよろず支援拠点を含む経営支援機関を通じ、兼業・副業の形も含め中核人材の確保が可能となるよう、人材支援機関と連携した人材確保の取組の実現を図る。加えて、中小企業・小規模事業者が必要な外国人材の受入れを適切に行えるようきめ細かな支援を行う。

(2) 経営資源引継ぎのマッチング

① 後継者人材バンクの全国展開

経営資源を引き継ごうとする人材や事業承継に意欲のある人材を登録する「後継者人材バンク」を、全国の事業引継ぎ支援センターに設置、拡大する。また、全国の創業支援機関とも連携して、同バンクに登録される創業希望者の数を大幅に増加させる。

② 経営資源引継ぎに係るマッチング情報の拡充

事業承継をはじめとする経営資源引継ぎを円滑に行うため、土地、建物、設備等の経営資源の引継ぎに係る情報を含めて、中小企業基盤整備

機構の事業引継ぎ支援データベースを抜本拡充する。また、創業希望者による創業や事業承継を促すため、事業引継ぎ支援センターの業務に、経営資源引継ぎのマッチング業務や廃業相談対応を追加する。

③ 自治体の創業支援・創業機運醸成事業への支援

産業競争力強化法に基づき、市区町村等が行う創業支援や創業に関する普及啓発の取組への支援を引き続き進める。また、地域において成長志向の創業を行おうとする起業家への支援を強化する。

(3) 事業承継時の経営者保証

① 事業承継時における経営者保証の取扱いの見直し

事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定するなどの取組を通じて、下記の事項等を明確化することで、日本に根付く経営者保証偏重の慣行を抜本的に改善する。

- ・ 事業承継に際して、前経営者・後継者の双方から保証を求める、いわゆる「二重徴求」は原則禁止すべきであること
- ・ 事業承継が行われないことによる地域社会への経済的、社会的な影響を踏まえ、後継者への経営者保証の承継は慎重に判断すべきであること
- ・ 金融機関は事業性評価の内容や中小企業の事業承継計画等を踏まえ、総合的な判断として柔軟な運用を行うべきであること

② 中小企業の改善取組の支援強化

中小企業・小規模事業者が経営改善に果敢に取り組めるよう、下記の取組を実施する。

- ・ 事業承継時に後継者への経営者保証の承継を望まない中小企業が金融機関と協議する際の専門家による支援の提供
- ・ 新旧代表者のいずれについても経営者保証を必要としない事業承継時に特化した信用保証メニューの創設
- ・ 政府系金融機関及び信用保証協会による経営者保証に依らない融資・保証の一層の促進
- ・ 政府系金融機関や信用保証協会の経営者保証に係る取組みのフォローアップや実績公表
- ・ 事業承継時に経営改善・事業再生が必要となる中小企業を支援するための支援機関同士の実効性のある連携の仕組みの構築

③ 金融機関のより一層の取組の促進

金融機関にとって地域経済の衰退は死活問題であることを強く意識した上で、金融機関に対して下記の取組を実施する。

- ・ 「未来投資戦略 2018」を踏まえ、事業承継時も含めた「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況をはじめとする各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標（KPI）を早急に策定し、各金融機関の実績を取りまとめて公表
- ・ 地域金融機関と顧客・地域社会がともに栄えていくビジネスモデルを確立する観点から、過度な経営者保証の徴求が事業承継の阻害要因とならないよう指導、監督

(4) 地域金融機関による中小企業の経営課題解決に向けた取組強化

① 中小企業と金融機関の平時からの情報共有・対話の促進

中小企業が経営の節目節目で金融機関から適切な支援を受けるためには平時からの信頼関係の構築が重要であることから、中小企業が平時から専門家の支援を受けつつ適切な経営管理を行い、金融機関と目線を合わせた対話が促されるよう、中小企業庁は、早期経営改善計画策定支援事業のより一層の普及を図るべきである。

また、金融庁は、金融機関が中小企業の事業の強みや課題、資金繰りの状況等を平時から把握することで、事業性評価に基づく融資や業況悪化に陥る前の適切なタイミングでの経営支援の実施を積極的に行うことを促す。

② 見直し後の信用保証制度のフォローアップ

中小企業信用保険法等の改正により昨年4月から開始されている新たな信用保証制度について、中小企業の多様な資金需要への対応や信用保証協会と金融機関との適切な「リスク分担」による経営支援の強化といった制度見直しの趣旨に沿った取組がなされるよう、中小企業庁と金融庁は相互に連携しつつ着実なフォローアップを実施する。

③ 自治体による求償権放棄条例の制定促進

中小企業・小規模事業者の債務整理局面においては、自治体の損失補償付制度融資等にかかる信用保証協会の求償権の放棄に際して、個別案件ごとに地方自治体の議会の決議が必要になる場合等があり、中小企業・小規模事業者の円滑な再生や清算に支障を来たすおそれがある。経営改善・事業再生を一層円滑化するためには、各地方自治体の長において当該求償権の放棄等の承認を行うための求償権放棄条例が制定されることが期待される。このため、未だこの条例を制定していない自治体に対して、政府に加え、平成28年12月の要請に引き続き、自民党中小企業・小規模事業者政策調査会からも継続的な働きかけを実施する。

④ 地域経済・中小企業の課題解決のための金融機関による出資の活用

地域活性化に資する事業や事業承継及び事業再生に取り組む企業に対し、金融機関及びその投資専門子会社が出資を行う際には、配当目的ではなく地域経済活性化への貢献を第一の目的として、株式保有の適切な期間の設定や保有期間満了後の株式の処分方法に関する中小企業との事前合意、優越的地位の濫用の回避といったことを徹底しつつ、政策的意義に沿う形で積極的に活用されるよう、金融庁はしっかりと監督するものとする。

⑤ 地域経済圏の人材不足企業への人材マッチング支援

地域経済圏における人材不足企業と東京圏の人材のマッチングを進めることで、地方の意欲ある中小企業等の魅力を引き出し、地域を牽引する取組へつなげていくことが重要。このため、地域金融機関やその出資する会社などの中から、「地域人材確保支援団体（仮称）」を認定し、中小企業が必要とする人材の要件の明確化等の支援を行うとともに、「認定人材紹介事業者（仮称）」を通じて各種人材を獲得していく方策を構築する。

2. デジタル化

(1) 中小企業のデジタル化（スマートSME）

① スマートSME推進補助金の創設

ものづくり補助金による設備導入、IT導入補助金等によるIT導入、持続化補助金による各種の販路開拓を引き続き推進する。また、平成30年度第2次補正予算において「ものづくり・商業・サービス補助金」においてクラウド・ファンディングの活用を採択時の加点要素に追加したところ、様々な事業活動の場面で中小企業・小規模事業者によるIT導入のきっかけを設けるため、同様の取組を拡大することを検討する。

② 支援機関等によるデジタル化支援の充実

中小企業・小規模事業者のデジタル化を促すため、これまでに実施したIT導入関連施策の実施状況やデータを収集・分析し、経営課題に対応したITツール等の情報基盤を整備するとともに、様々な支援機関に対して本情報基盤の活用を促す。

(2) Fintech等の新たな技術の活用による中小企業の事業環境の向上

① データレンディング等の普及促進に向けた支援

業歴が浅く十分な決算情報がない等の理由により、これまで必要十分な資金供給ができなかったような中小企業・小規模事業者に対して、円滑に資金供給していくことも可能とする金融サービス（データレンディング等）が、近年生まれつつある。こうしたサービスの更なる普及促進を通じた中小企業・小規模事業者の更なる資金繰りの円滑化に資するべく、対応する信用保証メニューの創設に向けた検討を実施する。

② クラウド会計の普及促進

クラウド会計ツールは、中小企業にとって自らの資金の出入りの容易かつ正確な把握につながるだけでなく、それによる経理作業の負担軽減につながり、低コストで導入可能という点も相まって、生産性向上に向けた極めて有益なツールとなり得ることから、事業者の創業時等において、支援機関（政府系金融機関を含む）はその導入の周知や支援を行う。

③ 電子記録債権担保融資の拡大

平成30年度第2次補正予算の「ものづくり・商業・サービス補助金」において、交付決定通知を持って電子記録債権を発生させ、これを担保に金融機関から事業資金等の「つなぎ融資」を受けられる仕組みが設けられた。本制度の有効性を検証した上で、より多くの金融機関、より多くの補助金でもこうした仕組みを活用できるようにし、補助金制度の利便性向上と電子記録債権活用を併せて推進する。

④ 大企業・中堅企業の先導による EDI 等の一斉導入の推進

中小企業・小規模事業者の EDI 等導入による受発注業務の効率化には、その取引相手となる大企業・中堅企業の協力が必要不可欠である。一昨年に策定した商流分野の中小企業共通 EDI や昨年に稼働した金融分野の全銀 EDI の活用によって受注企業・企業双方の業務効率化が実現できる旨の実証成果が出されたことを踏まえて、大企業・中堅企業が先導し、取引相手の中小企業・小規模事業者に対して EDI 導入を支援する取組を促進する。

⑤ 中小企業の実態に合った AI ツール開発と AI 人材育成の連携

第四次産業革命が経済社会の変革をもたらす中で、中小企業・小規模事業者であっても AI 等によるデータ活用は絵空事ではない。多くの中小企業経営者は AI 活用に対して高い関心を抱いている。ただし、中小企業のデータ活用を支援する AI 人材が不足していることから、経営課題を解決できるような、実践的な AI 人材を育成すべきである。さらに、一部の

中小企業・小規模事業者だけがAI等の恩恵を受けるのではなく、AI等によって幅広い中小企業の共通的経営課題を解決できるようにすべきである。このため、AI人材と中小企業の連携体組成からAI等を用いた先進的サービスモデル開発までを一気通貫で支援し、この成果を幅広い中小企業の経営課題解決に横展開する仕組みを構築する。

⑥ 中小企業の研究開発支援の強化

経済社会の複雑性、不透明性が増す中で、中小企業・小規模事業者も自らのビジネスの強化に向けた研究開発等の取組が求められている。こうした取組に果敢にチャレンジできるよう、戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）などの支援策を強化する。また、研究開発というリスクの高い事業の特性を踏まえ、フィージビリティスタディ調査などの初期段階の支援の強化や、中小企業・小規模事業者が大企業や大学・公設試験研究機関などとのオープンイノベーションに取り組みやすくするための環境整備等に取り組む。

3. 海外需要の取込み

① 新輸出大国コンソーシアム等の更なる推進

日EU・EPAやTPP11の協定発効を好機と捉え、「新輸出大国コンソーシアム」を中核として、海外市場等に詳しい専門家を国内外に配置し、計画策定から商談成立までの伴走型支援や、現地パートナーの発掘・連携の支援、海外進出並びに進出後の事業拡大に係る支援を強化する。その際、地域未来牽引企業や、サポイン事業など他の支援策を活用した事業者をはじめ、海外展開のポテンシャルと意欲のある企業を重点的に支援する。

② 海外ニーズに立脚した商品・サービスの開発・販路開拓等支援

現地の市場動向・ニーズを把握した上で、現地需要に対応した商品・サービス開発や販売先確保に繋げることが重要。このため、海外現地のバイヤー、商社、政府機関等からニーズやトレンド情報を収集し、これらを国内企業に情報提供した上で、当該ニーズ等に合致する商品やサービスを提供する意向のある企業に関する情報を現地へ提供、マッチングを実施する仕組みを構築するとともに、現地目線で行う試作品開発等、販路開拓、ブランド開発に対する支援を行う。

③ 越境ECの活用促進

世界で急速に拡大する EC の活用を推進するため、補助金等も活用した越境 EC の活用を支援するとともに、JETRO が持つ海外の EC 業者・日系流通業者とのネットワークを活用して、現地で販路を持つ EC 業者・日系流通業者が売れると考える製品をリストアップし、そうした中小企業の商品を EC 業者・日系流通業者が買い取り・販売するという、日本の事業者のハードルが低い仕組みの構築を進める。その際、これまで取組を進めていたアジア地域に加えて、米国や欧州、中東等にも対象を拡大して実施する。

④ 海外クラウド・ファンディング等の活用促進

欧米のクラウド・ファンディング市場への日本企業の参入を支援する民間事業者や、中小企業の販路・物流・ブランディング・手続き等をワンストップで支援する地域商社を始めとする民間事業者も出てきており、こうした中小企業の輸出環境の改善を図る事業者のサービスを有効活用できるよう支援する。

⑤ 外国人材の採用・定着、グローバル人材の育成

海外展開に向けた情報収集・販路開拓等で活躍できる人材の確保・育成を進めるため、中堅・中小企業による高度外国人材や外国人留学生の採用・定着を支援する「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通じて、施策情報等に係るワンストップサービスの提供や、専門家による伴走型の定着支援等を実施する。また、国内外で中小企業の即戦力となるグローバル人材の育成を強化する。

⑥ インバウンドの更なる推進

増加するインバウンド需要を確実に日本各地に取り込み、中小企業・小規模事業者の業績向上に繋げるため、外部専門家も活用しながら、訪日客視点で満足度の高い商品・サービスの開発（特に、高付加価値なモノ・サービスの開発）、地域全体のブランディング、発信力や販路を持つ者の招聘等の実施や、これを支える人材育成を実施する。また、インバウンドを帰国後の再購入に繋げ、継続的な消費を促すため、国内展示会等イベントの国際化支援や越境 EC など販売ルートの確保支援等を行う。加えて、国内外の観光需要の取込みは、過疎化が進む地域をはじめとして転換期にある商店街にとっても重要であることから、商店街の挑戦を後押しする取組を行う。

4. 下請取引の適正化

(1) 産業構造分析に基づくきめ細かな下請取引の適正化

中小企業の経常利益は過去最高水準である一方、労働や資本への分配は伸び悩んでいるが、こうした状況は産業や企業規模によって大きく異なり、下請事業者の中には、親事業者からのコスト低下圧力が賃金や設備投資の水準を引き上げられない原因との声もある。

このため、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配の状況等を、産業・業種、企業規模ごとに分析・可視化するなどした上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、きめ細かな改善を図っていく。

(2) 「未来志向型取引慣行に向けて」の着実な実施

① 自主行動計画策定業種の更なる拡大

親事業者と下請事業者の個別取引のみならず、各産業のサプライチェーン全体の「取引適正化」と「付加価値向上」に向けて、「未来志向型取引慣行に向けて」が平成28年に策定されて以降、各省庁連携のもと取組が進んでおり、特に「支払条件の改善」については、着実な改善が見られるところである。

下請取引適正化の取組とは、下請中小企業から生まれる質の高い仕事に対して、親事業者が適正な取引対価を支払い、得られた原資を元に下請中小企業自らの経営基盤の強化や企業の成長・発展の実現に資するものである。

この取引条件改善の取組を全国各地の下請中小企業へと一層浸透させ、経済の好循環をしっかりと回していくためには、本取組を各産業界も主体的に実施してことが必要であり、自主行動計画策定業種の更なる拡大に向けて、国は、重層的な下請構造を有する業界等に対して、策定に向けた働きかけを積極的に行う。

② 型取引の適正化に向けた取組の深化

製造業における取引適正化の重点課題の一つとして、「型管理の適正化」に取組んでいるところであるが、国や産業界のフォローアップ調査等の結果を見るに、改善の動きが鈍いと言わざるを得ない。金型等の型に係る取引については、不合理な取引慣行が各産業界や事業者の色濃く残っており、曖昧な契約内容や特殊な支払い慣行等、適正な取引を阻害する要因が明らかとなってきた。この状況を踏まえ、型の保管や廃棄等を含む型取引の適正化に向けて、国は、下請Gメン等を通じて事業者の実態を精緻に把握しながら、産業界や学識有識者等と連携し、取引適正

化を通じて我が国製造業の競争力の強化に資するような、新たな型取引のあり方を示すよう取組を深化させていく。

(3) 「働き方改革」に伴う下請中小企業へのしわ寄せへの対応

① 下請Gメンヒアリング等を通じたきめ細かな実態把握

大企業の働き方改革に伴い、発注元の大企業から親事業者への短納期発注が、結果として下請中小企業への短納期発注へとつながることや、親事業者からの急な仕様変更が発生することなど、下請中小企業へのしわ寄せの事例も散見され始めている。また、令和2年4月からは、中小企業に時間外労働の上限規制が適用されることも踏まえ、関係省庁が連携し、下請Gメン等による下請中小企業へのしわ寄せの実態把握に努めるとともに、下請中小企業自身の働き方改革の実施に係る課題や阻害要因等について、きめ細かく把握・分析を行い、必要に応じて速やかに措置を講じていく。

(4) 各地域における取引適正化に向けた取組の推進

① 国と地方自治体との下請対策協定の拡大等

下請取引条件改善の風を、各地域の事業者に浸透させていくために、国は地方自治体や各地域の中小企業団体等との連携を取り、地域に応じた取組を実施していくことが必要不可欠である。平成30年に経済産業省と和歌山県が全国で初めて締結した取引適正化に関する連携協定を参考にしつつ、地域産業の特性に応じた、取引慣行の実態把握や周知活動などの取組を積極的に全国各地で展開していき、各地域で取引適正化が着実に進み、ひいては地域経済全体の活性化に資するように取り組んでいく。

5. 施策の認知度、効果・効率性の向上

(1) 施策の認知度の向上

① 中小企業の日

日本経済において重要な役割を担う中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力を中小企業・小規模事業者自身や世の中全体が改めて認識し、中小企業・小規模事業者の更なる活躍の推進力とするため、中小企業基本法の公布・施行日も踏まえつつ、「中小企業の日」を制定するとともに、

官民で集中的に中小企業・小規模事業者に関連したイベント等を開催する期間として「中小企業魅力発信月間」の設置を推進する。

② 施策情報発信の刷新と申請手続の抜本的な簡素化

施策の利用者である中小企業・小規模事業者の目線に立ち、わかりやすい支援情報の提供から、簡単な申請手続までを一気通貫で行うことができるよう、下記の2点の実現を目指し、現行のポータルサイトを刷新し、2020年度から新たなプラットフォームの運用を開始する。

- ・中小企業・小規模事業者施策をワンストップで情報提供するとともに、個々の事業者の状況・ニーズに応じた適切な施策をプッシュ型で発信を行い、中小企業・小規模事業者が施策情報に触れやすい環境を整備
- ・申請書類の簡素化・削減に向け抜本的な見直しを行うことに加え、オンラインでの手続により、行政に一度提出した情報を再度提出しなくてよいワンズオンリーの仕組みを導入し、申請手続における中小企業・小規模事業者の負担削減

(2) 施策の効果・効率性の向上

① 施策の棚卸しとKPIの検証によるPDCAの再構築

これまでの中小企業・小規模事業者政策は、事業者の現場の実態を踏まえて施策をきめ細かに充実させてきている一方で、全方位的に薄く広く講じられてきた側面もあるとの声もある。政策リソースに一定の制約がある以上、より効果的な施策を効率的に講じていくべきことは当然である。

このため、これまでの施策を棚卸しするとともに、各施策のKPIを検証し、施策のPDCAをしっかりと回せるよう施策を再構築する。

② 施策の効果・効率性の向上

中小企業・小規模事業者施策の利用実績や、行政手続によって事業者から提出された情報に加え、商工会・商工会議所をはじめとする支援機関等が有する中小企業・小規模事業者に関連するより多くのデータをプラットフォームに一元的に蓄積する。これらのデータに基づき、中小企業・小規模事業者施策の効果分析や支援機関の活動実態・能力等の十分な把握を実践することにより、政策のPDCAサイクルを回し、より効果的かつ効率的な質の高い中小企業・小規模事業者政策の提供に繋げていくことを目指す。

③ 支援機関の活動実績等の見える化、支援能力の向上

中小企業・小規模事業者の経営課題を解決する支援機関は多数存在し、それぞれの役割の明確化や連携強化が不可欠。そのため、中小企業・小規模事業者がニーズに応じて支援機関を選択できるよう、今年3月に開設した認定経営革新等支援機関の活動実績等を見える化するホームページをはじめとし、支援機関の専門性や実績の見える化の対象を拡大する。さらに、支援機関の能力向上のため、評価が低いよろず支援拠点へのフォローアップ体制の強化や支援人材の発掘・育成方法の検討を進める。

(参考1) これまでの開催状況について

○支援機関・広報等のあり方検討小委員会

第1回 よろず支援拠点及び認定革新等支援機関等について、中小企業の日
について(3/13)

・中小企業庁

○中小企業政策実施状況検証等検討小委員会

第1回 海外需要の取り込みについて(5/15)

・中小企業庁

・大坪 正人 株式会社由紀精密 代表取締役社長

・山田 彰彦 ジェイクラブ株式会社 代表取締役

・村山 慶輔 株式会社やまところ 代表取締役

○下請中小企業・小規模事業者対策小委員会

第1回 政府の取組状況について(3/19)

・中小企業庁

・総務省

・農林水産省

・厚生労働省

・公正取引委員会

第2回 政府の取組状況について(4/18)

・中小企業庁

・公正取引委員会

・警察庁

・国土交通省

・農林水産省

・国税庁

○中小企業金融のあり方検討小委員会

第1回 中小企業金融の現状と課題(3/19)

・中小企業庁

・石川 義明 石川金属機工株式会社 代表取締役社長

・大山 雅己 ジュピター・コンサルティング株式会社 代表取締役

第2回 金融機関による中小企業支援の現状と課題、新たな金融サービスを
めぐる課題について(4/16)

・中小企業庁

・金融庁

・全国銀行協会

・全国地方銀行協会

・全国信用金庫協会

・稲葉 大明 日本リスク・データ・バンク株式会社 代表取締役副社長

(参考2) 中小企業・小規模事業者政策調査会名簿

顧問	甘利 明 河村 建夫	石原 伸晃 額賀福志郎	伊藤 達也 野田 毅	伊吹 文明 林 幹雄
会長 会長代行 会長代理	竹本 直一 平野 達男 小淵 優子 松村 祥史	後藤 茂之	山口 泰明	松島みどり
副会長	平 将明 武藤 容治 渡辺 猛之	西銘恒三郎 山際大志郎	橋本 岳 土井 亨	宮下 一郎
幹事長	寺田 稔			
幹事	穴見 陽一 大西 宏幸 神谷 昇 谷川 とむ 堀内 詔子 太田 房江	今枝宗一郎 岡下 昌平 国光あやの 津島 淳 宗清 皇一 松川 るい	岩田 和親 鬼木 誠 小島 敏文 西田 昭二 吉川ゆうみ	大隈 和英 金子 俊平 武井 俊輔 藤丸 敏
事務総長	西村 明宏	(経済産業部会長)		
事務局長	木原 誠二			
事務局長代行	福田 達夫			
事務局長代理	村井 英樹 宮本 周司			
事務局次長	國場幸之助 こやり隆史	鈴木 隼人	八木 哲也	

○支援機関・広報等のあり方検討小委員会 (小委員長 鬼木 誠)

○中小企業政策実施状況検証等検討小委員会 (小委員長 鈴木 隼人)

○下請中小企業・小規模事業者対策小委員会 (小委員長 山際 大志郎)

○中小企業金融のあり方検討小委員会 (小委員長 村井 秀樹)